

北九州市中小企業等の次なる成長に向けた
企業変革チャレンジ補助金

Q & A

令和5年11月

1 対象となる事業者について

◆どのような事業者が対象となるのか。

北九州市内に事業所を有する中小事業者（個人事業主を含む）が対象となります。詳細は、募集要項の「2 補助対象者」の項目を参照してください。

◆個人事業主は対象となるのか。

対象となります。詳細は、募集要項の「2 補助対象者」の項目を参照してください。

◆固定店舗を持たない個人事業主であるが、対象となるか。

移動販売、露店商など、市内に固定店舗を設置していない事業者であっても、市内で事業を行っている事業者であれば、対象となります。詳細は、募集要項の「2 補助対象者」の項目を参照してください。

◆法人の場合は、株式会社、有限会社、合同会社等の営利法人のみが対象なのか。

営利法人の他、社会福祉法人、NPO法人、一般財団法人、公益社団・財団法人等の公益的法人であっても、物価高騰等の影響を受けている場合、対象となります。

◆対象外となる業種はあるのか。

業種は限定していません。ただし、政治、宗教又は選挙に関わる事業、公序良俗に反する事業等は対象となりません。

◆市外に本社があるが、対象となるのか。

市外に本社があっても、市内に事業所・店舗を有し、従業員を雇用して事業活動を行っている場合は、対象となります。

◆風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律に基づく事業を営む者も対象となるのか。

風営法第2条第5項及び同条第13項に定める「性風俗関連特殊営業」及び「接客業務受託営業」を行う者は対象となりません。

◆農家など第1次産業の事業者も対象となるのか。

対象となります。

◆いわゆる「みなし大企業」も対象となるのか。

対象となります。

2 申請要件について

◆令和4年4月以降の連続する任意の3ヵ月の売上又は売上総利益（粗利）が、過去3年のいずれかの年の同期（基準期間）と比較して10%以上減少していることという要件があるが、この要件を満たさないと補助金を申請することはできないか。

今回の補助金は、物価高騰対策の一環として行うものであるため、物価高騰の影響を受けたという要件を満たしていただくことになります。

売上、売上総利益（粗利）、広義の粗利のいずれかで算定して比較できますので、ご確認ください。

◆創業から間もないため、前年の基準期間の売上がないが、対象とならないか。

創業時期によって、特例を設けております。

詳細は、募集要項の【創業特例】を参照してください。

なお、令和4年12月以降の創業した事業者は、前年の基準期間に該当する期間の売上等がなく、減額比較ができないので、対象外となります。

◆売上等の減少は会社全体なのか、補助事業に取り組む部門だけでもよいのか。

部門や事業別の売上等の減少でなく、会社（組合、団体等）の全体で判断します。

3 補助率・補助額について

（1）全般

◆新商品の開発のため、10万円の備品を購入するが、その費用のみを申請できるか。

補助金には、下限額を設けています。

それぞれの下限額は以下のとおりです。

- 「通常枠」では10万円、事業費20万円（税抜き）以上が対象となります。
- 「パートナーシップ構築宣言・賃上げ応援枠」では12万円、事業費18万円（税抜き）以上が対象となります。
- 「女性の就業・活躍促進のための職場環境整備」では10万円、事業費133,334円（税抜き）以上が対象となります。
- 「暑さ対策のための大規模な職場環境整備」では100万円、事業費200万円（税抜き）以上が対象となります。

そのため、10万円の備品購入のみでは、下限額に達しないため、補助金の交付申請はできません。

◆DXの推進等のため、300万円の事業費が見込まれるが、通常枠で申請する場合、その1/2の150万円を補助してもらえるのか。

補助金には、上限額を設けています。

それぞれの上限額は以下のとおりです。

- 「通常枠」では100万円
- 「パートナーシップ構築宣言・賃上げ応援枠」では120万円
- 「女性の就業・活躍促進のための職場環境整備」では100万円
- 「暑さ対策のための大規模な職場環境整備」では1,000万円

そのため、今回のケースでは、上限額に達するため、交付決定される補助金額は100万円が上限となります。

(2) パートナーシップ構築宣言・賃上げ応援枠

◆「パートナーシップ構築宣言」とは何か。

「パートナーシップ構築宣言」とは、取引先とのパートナーシップを強化するなど「新たな共存共栄関係の構築」を企業の代表者名で宣言（コミット）するものであり、円滑な価格転嫁や取引の適正化の促進を図るため、国が推進する気運醸成の取組です。

具体的には、企業は代表者の名前で、

- サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列当を超えた新たな連携（企業間の連携、IT実装支援、グリーン化の取組等）※お互いWin-Winの関係で！
- 適正な取引価格の実現 ※価格交渉ができる関係に！
- 下請代金の支払条件改善 ※資金繰りの改善に重点的に取り組むことを宣言するものです。

この宣言は、あらゆる規模・業種の企業や個人事業主ができる（大企業だけでなく、中小企業等も発注者の立場になることがある）ため、より多くの企業が「パートナーシップ構築宣言」に参加することで、大企業も中小企業も適正な取引を尊重する機運が醸成される（価格転嫁と賃上げの機運醸成につながる）ものと考えています。

◆「パートナーシップ構築宣言」はどうすればできるのか。

「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイトから「パートナーシップ構築宣言」の登録ができます。サイト内の「概要・登録方法」のページをご参照ください。

<https://www.biz-partnership.jp/index.html>

[問合せ先]



- 「宣言」について

内閣府政策統括官付参事官（産業・雇用担当） 03-6257-1540

中小企業庁企画課 03-3501-1765

- 「宣言」の提出・掲載について

（公財）全国中小企業振興機関協会 03-5541-6688

◆「賃上げ」は1円でも賃上げを行えば、「パートナーシップ構築宣言・賃上げ応援枠」を適用してもらえるのか。

賃上げの要件は、募集要項に記載のとおり、

- 常時雇用する労働者のうち、最も低い賃金の者の賃金単価を4.2円以上引き上げること

となりますので、1円の賃上げでは、この応援枠の適用がなされません。

◆「常時雇用する労働者」の定義を教えてください。

「常時雇用する従業員」とは、正社員、パート、アルバイトなどの名称にかかわらず、以下の①または②のいずれかに該当する従業員を指します。

①期間の定めなく雇用されている者

②過去1年以上の期間について引き続き雇用されている者または雇い入れ時から1年以上引き続き雇用されると見込まれる者（一定の期間を定めて雇用されている者または日々雇用される者であってその雇用契約期間が反復更新されて、事実上①と同等と認められる者）

（3）特別枠

◆特別枠①「女性の就業・活躍促進のための職場環境整備」とはどのような取組をいうのか。

この特別枠では、

- 「パウダールームなどの女性専用設備」の整備や「体力的に負荷のかかる作業の軽減につながる機器」の導入といったハード面
 - 「女性管理職のスキルアップ」や「女性従業員のITスキル向上のためのリスキリング」などのソフト面
- など、女性の就業・活躍促進のために実施する取組が対象となります。

◆特別枠②「暑さ対策のための大規模な職場環境整備」とはどのような取組をいうのか。

この特別枠では、中小製造者や建設業者などが行う、工場屋根への断熱材導入、工場屋根への遮熱塗装施工、工場屋根への遮熱シート施工など、省エネに資する大規模な暑さ対策のために実施する取組が対象となります。

(4) 併用

◆「通常枠」と「パートナーシップ構築宣言・賃上げ応援枠」の両方に申請が可能か。

「パートナーシップ構築宣言・賃上げ応援枠」は「通常枠」を申請する方のうち、パートナーシップ構築宣言及び賃上げを行った方に補助率、上限額を上乗せするものです。そのため、両方に申請することはできません。

◆「通常枠（または、「パートナーシップ構築宣言・賃上げ応援枠」）」と「特別枠1 女性の就業・活躍促進のための職場環境整備」の両方に申請が可能か。

可能です。

◆「通常枠（または、「パートナーシップ構築宣言・賃上げ応援枠」）」と「特別枠2 暑さ対策のための大規模な職場環境整備」の両方に申請が可能か。

両方に申請することはできません。どちらか一方を選択し、申請してください。

◆「特別枠1 女性の就業・活躍促進のための職場環境整備」と「特別枠2 暑さ対策のための大規模な職場環境整備」の両方に申請が可能か。

両方に申請することはできません。どちらか一方を選択し、申請してください。

4 申請手続きについて

(1) 全般

◆市内に複数の事業所があるが、事業所ごとに申請が可能か。

事業所ごとの申請はできません。法人登記や開業届を行っている事業者単位で申請を行ってください。

◆複数回に分けて申請することは可能か。

複数回に分けての申請はできません。1事業者あたり1度限り申請可能です。

「通常枠」と「特別枠1 女性の就業・活躍促進のための職場環境整備」とを併用する場合も同時に申請をお願いします。

◆同一の事業者が複数の取組区分（「省エネ投資」、「効率化・高収益化」、「新商品・新サービス開発」、「事業拡大・販路開拓」、「人材確保・人材育成」）で申請することは可能か。

上限額に達するまで、「省エネ投資」、「効率化・高収益化」、「新商品・新サービス開発」、「事業拡大・販路開拓」、「人材確保・人材育成」を、柔軟に組み合わせて活用できます。ただし、申請は1つにまとめてください。

◆複数の事業を始める予定だが、複数申請が可能か。

申請は1事業者につき1件までです。複数の事業をまとめて1つの申請書に記載することは可能ですが、複数申請はできません。

なお、「通常枠（または、「パートナーシップ構築宣言・賃上げ応援枠）」と「特別枠1 女性の就業・活躍促進のための職場環境整備」とは併用が可能なので、同時に申請が可能です。

◆国の「事業再構築補助金」「ものづくり・商業・サービス補助金」「持続化補助金」「IT導入補助金」や北九州市の「DX推進補助金」「ものづくり中小企業職場環境改善支援助成金」といった別の補助金の採択・交付決定を受けたが、対象となるか。

これらの補助金を受けたもの、つまり併用は対象外となりますが、異なる事業、補助対象経費が別であれば申請可能です。

◆交付申請時に全ての見積りが必要か。

交付申請、事業実施計画の審査では、経費の妥当性も確認しますので、原則、申請時に見積りが揃っていることが必要です。

(2) 募集・受付・交付決定

◆補助金の交付申請の受付はいつまでか。

受付期間は令和5年10月16日（月）から令和5年12月1日（金）まで（消印有効）です。

提出方法は郵送又は電子申請です。

なお、補助金の申請が予算額に達し次第、受付を終了します。

◆補助金の募集の受付は、どのような方法で行うのか。

申請者が、事業に迅速に着手できるよう、「先着順」で受付し、随時、審査を行い、交付決定を行っていきます。

なお、補助金の申請が予算額に達し次第、受付を終了します。

◆交付申請書・事業実施計画書等を提出後、交付の可否が判明するまでどれくらい時間がかかるのか。

交付申請書・事業実施計画書等は提出されたものから順次受付・内容審査を行います。内容に不備がない場合は、1～2週間をめぐりに交付の可否を決定します。

◆計画認定前に発注（補助事業への着手）を行ってよいか。

事前着手は認められません。交付決定（計画認定）後に、事業に着手してください。

◆交付決定を受け取ったが、必ず補助金はもらえるのか。

交付決定は、補助金の交付を確約するものではありません。補助金の交付を受けるためには、交付決定をうけた事業計画に沿って、市の補助金交付規則、本補助金の交付要綱等の規定に従い、期限内に事業を完了し、提出期限までに実績報告を行っていただく必要があります。

◆交付決定を受け取ったが、当該事業実施計画の関連経費は全て補助対象として実績報告してよいか。

事業実施計画書に記載され、市が交付決定で認めた経費しか補助対象となりません。それ以外の経費は実績報告の対象とできません。

(3) 変更・中止

◆交付決定後、事業計画の内容（経費内容や金額等）は途中で変更可能か。

変更可能ですが、あらかじめ市に「補助事業変更承認書」を提出し、承認を得る必要があります。

- 取組む事業の区分が変わり、当初計画との同一性が認められない場合（新たな別事業とみなされる場合）

（例：【当初の計画】省エネ投資⇒【変更後の計画】新商品・新サービス開発）

- 認定された事業計画にないものを購入する場合
- 変更により、事業目的の達成に支障を生じる場合や事業効率の低下をもたらす恐れのある場合
- 認定を受けた補助金の額を増額して事業を実施しようとする場合。ただし、この場合でも、補助金の額は、当初の交付決定額が上限となります。

◆軽微な変更でも変更承認書の提出が必要なのか。

交付決定を受けた申請内容と変わる場合は、軽微なものを含め必ず事務局へ連絡してください。変更申請が必要かどうかの判断をさせていただきます。

◆補助事業を中止（辞退）する場合は、どうしたらよいか。

中止する場合は、あらかじめ市へ「補助事業変更承認書」を提出し、承認を得る必要があります。

(4) 市内企業への発注

◆なぜ、市内業者への発注が求められるのか。

北九州市では、市内経済の活性化と地元企業の育成を図るため、「北九州市中小企業振興条例」に基づき、地元企業への優先発注を行い、地元企業の受注機会の増大に努めています。そのため、補助金の対象事業も、これに準じ、地元企業への発注を原則とします。

なお、やむを得ない理由により、市外業者へ発注する場合は、申請時に「市外業者発注理由書」を市へ提出し、承認を受けてください。

◆市外業者へ発注が認められる理由とはどのようなことをいうのか。

やむを得ない理由により、市外業者へ発注する場合としては、

- 特殊な技術や経験、知識を要するなどにより市内業者では対応できない場合
- 市外業者からしか調達できない備品等を購入する場合
- 既存の設備、システム等の改修で他の業者（市内業者）では対応できない場合

●その他、業務の性質上、特定の業者へ発注せざるを得ない場合などを想定しています。

◆市内業者とは具体的にはどのような業者をいうのか。

市内業者とは、市内に本店、支店、営業所等を有する事業者を言います。

◆市外業者へ発注したいがどうしたらよいか。

市内業者への発注が原則ですが、やむを得ない理由により、市外業者へ発注する場合は、申請時に「市外業者発注理由書」を市へ提出し、承認を受けてください。「市外業者発注理由書」の内容によっては、認められない場合もありますので、ご注意ください。

なお、承認を得ないで市外業者へ発注した場合は、補助対象経費としてみとめられません。

◆交付決定後、市外業者へ発注する必要がある場合、どうしたらよいか。

そのような事案が生じた場合、ただちに市に相談してください。その後、「市外業者発注理由書」を市へ提出し、承認を受けてください。

なお、「市外業者発注理由書」の内容によっては、認められない場合もありますので、ご注意ください。

◆事業実施計画書に記載せず（市外業者発注理由書を提出せず）市外業者へ発注してしまったが、どうなるのか。

市の承認を得ないで市外業者へ発注した場合は、補助対象経費として認められないため、実績報告時に、補助対象経費から除外していただくことになります。

急遽、市外業者へ発注しなければならない事案が生じた場合、必ず、事前に市へ相談し、「市外業者発注理由書」を提出し、承認を受けてください。

5 補助対象経費について

(1) 全般

◆消費税及び地方消費税は補助対象経費になるか。

対象となりません。交付申請や実績報告の際は、すべて税抜きの金額で記載してください。

◆振込手数料は補助対象経費になるか。

対象となりません。

◆補助対象期間（令和6年2月16日まで（暑さ対策のための大規模な職場環境整備は2月28日（水）まで））を超えて支払った経費は対象となるか。

対象となりません。納品が補助対象期間内に完了していても、補助対象期間を過ぎての支払いについては補助対象外となります。

◆計画提出後、計画認定前に発注したものの経費は補助対象となるか。

対象となりません。交付決定（計画認定）後に発注を行うようにしてください。

◆補助対象期間（令和6年2月16日まで）終了後に参加する展示会等の費用を補助計画期間内に前払いしたものは対象となるか。

対象となりません。補助事業期間中に支払いが終わっていても、まだ実施していない取組は対象となりません。

◆個人事業主であり、事業用に手書きから電子化に向けてパソコンを導入したいが、整備するパソコンは事業以外に個人用としても兼用したい。補助金の対象となるか。

補助金で購入・導入した機器やシステムは、補助事業目的の範囲内に限り、使用できるものであるため、目的外使用は認められません。エアコンやPC、スマートフォン、カメラ等の汎用品（事業用以外にも容易に転用できるもの）においても、事業専用に整備するものを原則とします。ただし、自宅兼事務所での使用など、外形的に事業用と私的利用を完全に区別できない場合は、両者の使用率（事業用とそれ以外）を明らかにしていただき、補助対象部分を算定してください。事業用部分のみを補助対象とします。

◆消耗品は補助金の対象となるか。

誘客イベント用の資材類、粗品景品代、開発用の資材類等、補助対象事業の取組について、新たに、直接必要となる消耗品は、補助対象経費に算入することができます。なお、既存事業用の資材類や既存店舗の既存事業に係る消耗品は、既存経費の振替えとして対象外となります。

◆人件費は補助金の対象となるか。

開発用の新規アルバイト代、研究開発に従事した残業代や、誘客イベント実施用の新規アルバイト代、新規出店スタッフの人件費等、新商品・新サービス開発、事業拡大・販路開拓に関して、新たに、直接必要となる人件費は補助対象経費に算入することができます。なお、既存事業用の人件費や既存店舗の既存事業に係る人件費は、既存経費の振替えとして対象外となります。

◆固定費は補助金の対象となるか。

開発用に賃借したオフィス・倉庫の賃料、電気代や、新規出店する店舗やイベント用に賃借したオフィス・倉庫の賃料、光熱費等、新商品・新サービス開発、事業拡大・販路開拓に関して、新たに、直接必要となる固定費は補助対象経費に算入することができます。なお、既存事業用の固定費や既存店舗の賃料等は、既存経費の振替えとして対象外となります。

◆個人間（個人事業主ではなく、一個人）で売買したものは対象となるのか。

販売価格が適正価格か否か判断できないため、対象となりません。

◆オークション品は対象となるのか。

販売価格が適正価格か否か判断できないため、対象となりません。

◆中古品は対象となるのか。

対象となります。

◆導入した機械等のリース料は対象となるか。

補助対象期間内に係るものについては、対象となります。

◆補助対象経費の対象外と対象内の内容が混在している場合はどうすればよいか。

対象外と対象内の経費が明確に区分できる場合は、補助対象経費として対象となります。工事などの共通経費については、対象内外の経費割合に応じて按分を行い、対象内の経費分に該当する金額のみを計上することが可能です。

◆市外の事業所に設置する設備等は補助対象となるか。

対象とはなりません。市内経済への波及効果及び雇用創出等の観点から市内事業所への導入を対象とします。

◆**宿泊費や日当は補助対象となるか。**

対象となります。ただし、宿泊費は申込・支払等の確認できる書類、日当は就業規則等による定めが必要となります。なお、社長（代表者）の日当は対象外です。

◆**交通費で、グリーン車、ビジネスクラス等の経費も対象となるか。**

グリーン車、ビジネスクラス等の特別に付加された料金については、補助対象外です。

◆**飲食の経費を補助対象とすることができるか。**

飲食に関する経費は対象外です。

◆**建物の取得費用も補助対象となるか。**

新增築に要する建設費等の取得費用も補助対象ですが、土地の取得費用は対象外です。

◆**車両は補助対象となるか。**

車両に係る経費については、事業専用での使用が明確な貨物運送事業や旅客運送事業に供する車両（緑ナンバー、黒ナンバー）、特種用途自動車（8ナンバー）、小型貨物自動車（4ナンバー）は車種を問わず対象とします。

また、営業車等、一般的な社用車については、原則、脱炭素化という観点から、EV（電気自動車）、PHV・PHEV（プラグインハイブリッド車）といった電動車とFCV（燃料電池車）に限ることとします。

◆**クラウド利用料も補助対象になるか。**

対象となります。ただし、補助対象期間内の経費に限ります。

◆**本事業で購入した設備を売却しても問題ないか。**

購入した設備を売却・譲渡等するには、その耐用年数を過ぎるまでは、市の承認があらかじめ必要となります。また、相当額の補助金の返還を求める場合があります。その可能性がある場合は、早めに相談してください。

◆**自社で施工（調達）する場合、どこまでが補助対象となるか。**

社外から調達する原価（当該調達品の製造原価等）を補助対象とします。

◆同一の代表者又は取締役等が経営するグループ会社へ発注する場合も対象となるか。

まずはグループ会社以外への発注をご検討ください。やむをえず、グループ会社へ発注する場合は、自社調達の場合（上記の回答）に準じて考え、当該グループから調達する原価が補助対象経費として認められる場合に限り、この原価をもって補助対象経費に計上することができます。（補助対象経費から利益部分を除く。）なお、グループ会社以外からも合い見積もりをとるようお願いいたします。

（２）省エネ投資

◆対象となる省エネ機器の種類はどのようなものが対象となるか。

エアコン、照明器具、電球、電気冷蔵庫、電気冷凍庫、冷蔵・冷凍ショーケース、エコキュート（電気温水機器）、ガス温水機器、石油温水機器等が想定されますが、これら以外にも、導入更新により省エネによるコスト削減効果が見込まれるものであれば、対象となります。

◆導入する省エネ機器の省エネ性能に指定はあるか。

導入する機器について、統一省エネラベルの多段階評価点●点以上や、省エネ基準達成率●%以上というような指定は設けません。補助要件として、導入により省エネ・効率化によるコスト削減が図られることが求められます。

なお、事業者の省エネ診断や、現状・課題分析、対策提案等に係る専門家への依頼・指導経費も補助対象となります。

また、事業実施計画においては、導入前後を比較して省エネによるコスト削減効果を定量的（年間■■万円の節電効果が生まれる、燃費が▲L/km から▲L/km に改善され、年間■■万円の燃料代が削減されるなど数字で）に示してください。事業者への一定の省エネ効果が認められないものについては、本補助金の趣旨の観点から、補助対象から除く場合もあります。

◆省エネ投資のため既存設備を更新する際、既存設備の撤去費も対象となるか。

省エネ投資としての一連の取組として、対象となります。

◆太陽光発電パネルの設置は対象となるか。

工場等に設置し自家消費によって電気代の節減を図ろうとする取組であれば、省エネ投資として対象となります。ただし、専ら売電目的で設置する場合は省エネ投資とはいえず、補助対象となりません。

(3) 効率化・高収益化

◆対象となる効率化・高収益化のための導入設備の種類はどのようなものが対象となるか。

デジタル化やシステム化など、従来の業務を効率化・適正化し、生産性の向上やコスト縮減により、効率化・高収益化が見込まれる機器、設備、システム等の導入を想定しています。

事業実施計画においては、導入前後を比較して、導入によって効率化・高収益化が見込まれることを可能な限り定量的に（数字で）示してください。

(4) 新商品・新サービス開発

◆開発等に要する人件費の算出はどのように行えばよいか。

商品（役務）の開発に直接従事する時間の給与及び賃金相当額と定義しており、計算式は次のとおりです。

直接人件費 = 時給単価 × 直接従事する時間

※人件費単価の算出方法（基本給＋年間賞与）÷年間所定労働時間

「基本給」は会社の規定により、給与のベースとなる「基本給」と認められるものを対象とする。新商品等の開発に従事する上で必要となる技術手当等も対象となるが、関連が薄い手当や残業代等は対象外となる。社会保険料の事業主負担分も対象外となる。

※新商品・新サービスの開発に直接従事する方の直接作業時間のみが補助対象となる。

※補助対象とする直接人件費が明確となるよう、従事者と従事日時・時間帯、従事業務等を記録した勤務台帳等を証拠書類として整備しておくこと。

◆開発等に要する人件費は社長も対象となるか。

代表者は報酬であり、人件費ではありませんので「直接人件費」の対象となりません。原則として、対象者は従業員・アルバイトに限ります。ただし、代表者以外の役員で直接、新商品開発等に従事する者については、従業員とみなし、補助対象とします。

◆既存事業の営業に使用する建物・敷地で開発等を行う場合の固定費は補助対象となるか。

補助対象とできません。対象となるのは開発等を実施するにあたって新たに必要となる固定費のみであり、既存事業に要する固定費と明確に区分する必要があります。

◆事業遂行に必要な特許権、実用新案権、意匠権、商標権等などに関する費用も対象となるのか。

出願料、審査請求料、特許料・登録料の他、弁理士の手続代行費用も対象としています。ただし、補助事業期間中に要した（申込・契約、支払いした）経費のみ対象となりますのでご注意ください。

◆大学等との共同研究に係る費用は補助対象となるか。

対象となります。

(5) 事業拡大・販路開拓

◆新たな事業を行うため、国（又は自治体）から営業許可（又は登録）を取得する必要がある。この場合、国（又は自治体）に支払う申請手数料等は補助対象となるか。

対象となりません。

◆販路拡大のためECサイトの運営を始めたい。システム構築費用やランニングコストは対象となるのか。

対象となります。ただし、ランニングコストについては、補助対象期間内にかかったもののみ対象となります。

◆新たな事業の宣伝として、SNSにWEB広告を掲載することを検討しているが、対象となるのか。

対象となります。ただし、補助対象期間内に広告が使用・掲載される分のみです。

◆事業拡大として、新たに不動産業、物品賃貸業を行うことを考えているが、補助対象となるか。

財産処分の観点から、貸出しする商品（賃貸物件、貸倉庫、工具備品等）は補助対象とはなりません。

◆自社で新規事業の営業を行うための経費（例：旅費費）は補助対象となるか。

通常の営業活動は補助対象とはなりません。ただし、営業代行料として、外部の専門家に販路開拓を依頼するための経費、不特定多数を対象とした展示会出展等の旅費交通費は補助対象となります。

◆**広告宣伝費でホームページを作る場合、金額はいくらでも補助対象経費となるか。**

通常、ホームページは企業や新製品のPRのために制作されるものであり、その内容は頻繁に更新されるため、制作費用は原則として、補助対象経費の限度額の範囲内で、全額補助対象経費となります。

◆**広告宣伝費で看板を作る場合、看板の金額はいくらでも補助対象経費となるか。**

上限は設けませんが、補助事業を実施するために必要最小限の経費であること、補助対象として相応しいこと等について判断し、対象の可否を判断します。

◆**海外への販路開拓は補助対象となるか。**

対象となります。

◆**事業拡大・販路開拓に要する人件費の算出はどのように行えばよいか。**

事業拡大・販路開拓の取組に直接従事する時間の給与及び賃金相当額と定義しており、計算式は次のとおりです。

直接人件費 = 時給単価 × 直接従事する時間

※人件費単価の算出方法 (基本給 + 年間賞与) ÷ 年間所定労働時間

「基本給」は会社の規定により、給与のベースとなる「基本給」と認められるものを対象とする。事業拡大・販路開拓等に従事する上で必要となる技術手当等も対象となるが、関連が薄い手当や残業代等は対象外となる。社会保険料の事業主負担分も対象外となる。

※事業拡大・販路開拓の取組に直接従事する方の直接作業時間のみが補助対象となる。

※補助対象とする直接人件費が明確となるよう、従事者と従事日時・時間帯、従事業務等を記録した勤務台帳等を証拠書類として整備しておくこと。

◆**事業拡大・販路開拓に要する人件費は社長も対象となるか。**

代表者は報酬であり、人件費ではありませんので「直接人件費」の対象となりません。原則として、対象者は従業員・アルバイトに限ります。ただし、代表者以外の役員で直接、事業拡大・販路開拓に従事する者については、従業員とみなし、補助対象とします。

- ◆2号店をオープンするにあたり新店舗を借り上げるための、賃料の他、敷金、礼金、保証金も補助対象となるか。

賃料のみが補助対象となります。

- ◆店舗独自のクーポン発行事業は対象となるか。

新規顧客獲得・再来店につながる店舗イベント等にかかる経費（来店客への粗品・景品代等）は対象となりますが、クーポン券のような金銭的インセンティブで集客を目指す取組は、今回対象としません。

- ◆来店者記念イベントで配布する粗品として、図書券や商品券は対象となるか。

換金性の高い金券類は、対象としません。

（6）人材確保・人材育成

- ◆人材紹介事業者を仲介し、雇用を行った場合に支払う成功報酬は対象となるのか。

対象となります。

- ◆人材確保、定着のため、休暇制度の新設など、就業規則等の変更等を行う場合、社会保険労務士等に支払う報酬は対象となるのか。

対象となります。

- ◆若者の人材確保、定着のため、オフィスのフリーアドレス化、レイアウトの変更、デザイン性の高いフロアへの改装、OAフロア化など、オフィスを改修する場合は対象となるのか。

対象となります。

- ◆シニアの人材確保、定着のため、職場のバリアフリー化、温水洗浄便座の導入、休憩スペースの確保など、職場環境の改善を行う場合は対象となるのか。

対象となります。

- ◆人材確保のため、会社として、民間団体が行う認定制度（例えば、ホワイト企業認定等）を取得するための費用は対象となるのか。

採用活動や従業員の定着など人材確保に資する認定であれば、取得費等は、対象となります。ただし、費用は、補助対象期間内にかかるもののみ対象となります。

◆人材育成のため会員限定の講演会等に参加する場合、その入会費や年会費も対象となるか。

講演会等へ参加するために新たに組織・団体への入会が必要である場合は対象となりますが、年会費については入会から補助対象期間終了までの期間で按分した額が補助対象となります。

◆代表者の資格取得のための教材費・受講等は補助対象となるのか。

原則、補助対象外とし、人材育成の対象者は従業員に限ります。従業員がいない代表者のみの会社や個人事業主である場合、事業計画の取組や今後の事業展開のために必要な資格取得である場合、代表者の資格取得も対象となる場合もあるため、市に相談してください。

◆従業員の資格取得のための検定料は補助対象となるのか。

今後の事業展開に必要な資格であれば、対象となります。

(7) 女性の就業・活躍促進のための職場環境整備

◆女性の就業等の促進のため、フレックスタイム制の導入など、就業規則等の変更等を行う場合、社会保険労務士等に支払う報酬は対象となるのか。

対象となります。

◆人材紹介事業者を仲介し、雇用を行う場合に支払う成功報酬について、女性を採用した場合、この特別枠が適用できるのか。

女性を雇用した場合は、この特別枠を適用することができます。成功報酬の3/4が補助される形となります。

◆女性の就業・活躍促進のための職場環境整備について、ハード面でいうとどのような経費が対象となるのか。

女性の意見を取り入れたデザイン性の高い職場への改装やミーティングスペースの設置、女性専用トイレの増設、パウダールームの新設、女性更衣室の改修、託児スペースの設置、機械・設備等のユニバーサル化（重作業の一部機械化など）などに要する経費が対象となります。

◆女性の就業・活躍促進のための職場環境整備について、ソフト面でいうとどのような経費が対象となるのか。

採用活動、フレックスタイム制の導入などに伴う就業規則等の変更、ITスキル取得のためのリスキリング、女性リーダー育成研修、制服（ユニフォーム）の見直しなどに要する経費が対象となります。

(8) 暑さ対策のための大規模な職場環境整備

◆暑さ対策のための大規模な職場環境整備について、どのような経費が対象となるのか。

中小製造業者や建設業者などが行う、工場屋根への断熱材導入、工場屋根への遮熱塗料施工、工場屋根への遮熱シート施工、高効率な空調の設置などに要する経費が対象となります。なお、令和6年2月28日までに工事が完了し、支払いまで終了する（実績報告書を提出する）必要があります。

◆暑さ対策のため、オフィス全体へ空調を設置する場合、この特別枠の対象となるのか。

対象となります。なお、事業費が200万円未満の場合は、対象となりません。その場合は、「通常枠」の省エネ投資での申請を検討してください。

◆特別枠2「暑さ対策のための大規模な職場環境整備」で申請する場合、同時に「通常枠」への申請はできないのか。

他の区分と併用しての申請はできません。

6 実績報告、支払いについて

◆補助金はいつ受け取れるか。

補助事業完了後です。

実績報告書の提出後、市でその内容の確認を行い、補助金額の確定し、実績払します。

◆補助金の前払い（先払い）してもらえないのか。

補助金の支払いは、補助事業完了後、実績払いします。前払い（先払い）は行いません。

◆経費の支払いは現金払いでもよいか。

経費の支払は、支出状況確認のため銀行振込みが原則です。手形支払を行う場合は、補助事業終了日までに決済されることが必要です。なお、相殺決済の場合は補助対象外となりますので、ご注意ください。

◆経費の支払いをクレジットカードやキャッシュレス決済等で行うことはできるか。

対象となります。ただし、当該決済に関して、補助対象期間末日（令和6年2月16日。ただし、暑さ対策のための大規模な職場環境整備は令和6年2月28日）までに、銀行口座からの引き落としが確認できることが必要です。なお、当該決済に関する経費の明細がない場合は、別途明細を確認できるものが必要となりますので、ご注意ください。

◆経費の支払い書類はレシートでもよいか。

レシートは認められません。購入店等で領収書を発行してもらってください。